

鶴ヶ島市立図書館利用者用インターネット端末機運用要領

平成22年10月22日

部長 決 裁

(目的)

第1条 この要領は、鶴ヶ島市立図書館（以下「図書館」という。）が、利用者の調査・研究に資するために設置するインターネット閲覧用端末機（以下「端末機」という。）の運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用者)

第2条 端末機を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 図書館の利用登録者で小学生以上の者
- (2) その他館長が必要と認める者

(サービスの範囲)

第3条 利用できるサービスの範囲は、インターネット上の無料サイトの閲覧のみとする。

2 図書館は、プライバシー保護又は公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるときは、閲覧サイトを制限することができる。

(利用上の注意及び禁止事項)

第4条 利用者は、端末機の利用に際して次の各号に同意の上、端末機を利用するものとする。

- (1) フィルタリングにより接続できないサイトがある。
 - (2) インターネットの利用により発生した問題については、その一切の責任を利用者本人が負うものとする。
 - (3) 通常の利用行為を逸脱して端末機やネットワーク機器等を損害した場合、利用者がその責任を負うものとする。
 - (4) 印刷は行わないものとする。
- 2 利用時間は、原則として30分以内とする。ただし、次の利用者の予約がなければ1回30分を限度として利用時間の延長を認める。
- 3 利用者は、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。
- (1) 他人の利用カードを使用して、または他人を騙っての利用
 - (2) 目的が学習、調査及び研究以外の利用
 - (3) メール、チャット、掲示板等への書き込み、ゲーム、電子商取引、有料サイトの閲覧などの行為
 - (4) 公共の場にふさわしくない内容をもつサイトの閲覧
 - (5) ソフトウェアのダウンロード、アップロードまたはインストール
 - (6) 機器及びソフトウェアの毀損又は設定の変更

(7) ハッキングや著作権侵害等の非合法行為または他人への嫌がらせ行為

(8) 電子的記憶媒体等の使用

(9) 他の利用者の迷惑となる行為

(損害賠償)

第5条 利用者の本規定に反する行為により、図書館が損害を被った場合は、原則として当該利用者がその損害を補償するものとする。

(利用料金)

第6条 利用料金は、**無料**とする。

(プライバシーの保護)

第7条 図書館は、利用者のプライバシーを保護するため、閲覧履歴消去ソフトの導入など必要な措置を講じるものとする。

(利用上必要な措置)

第8条 図書館は、正常な利用環境を維持するため、不適切な利用をした利用者に対し、インターネットの利用を中止させることができる。

(図書館の責任)

第9条 図書館は、利用者のインターネットの利用により発生した損害・トラブル等に関して一切の責任を負わないものとする。

(システムの構成)

第10条 システムの構成は次のとおりとする。

(1) パソコン (本体及び周辺機器)

(2) インターネット通信機器

(セキュリティ対策)

第11条 図書館は、図書館システムを保守するため、通信回線の分離など必要な対策を講じるものとする。

(端末機等の管理者)

第12条 この端末機及び通信機器の管理者は、図書館長とする。

(その他必要な事項)

第13条 この要領に定めるもののほか、インターネット情報の利用サービスに関し必要な事項は、図書館長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年10月26日から施行する。